

## 人の運送をする内航不定期航路事業の手続き

### 1. 人の運送をする内航不定期航路事業

旅客定員が13名未満（海上運送法上は非旅客船）の船舶を利用して人の運送を行う不定期航路事業をいう。

### 2. 事業開始の手続き〔事業を開始する予定日の30日前までに届出〕

開始する航路ごとに開始届の提出が必要となります。

#### (1) 人を運送する内航不定期航路事業開始届書

##### ○添付書類

- ・ 不定期航路事業概要明細書
- ・ 使用船舶明細書
- ・ 基準航路図（航路、航路名、航路距離、航海時間を記載）
- ・ 船舶検査証書（写）  
※日本小型船舶検査機構（JCI）交付のもの。
- ・ 損害賠償保険契約書（写） 例：旅客傷害賠償責任保険  
※事業開始までに事業の期間を満たしている保険に加入すること。  
（旅客1人あたりの保険金額最低3千万円以上）
- ・ 備船契約書（届出者所有船舶は不要）  
※使用船舶を備船する場合

#### (2) その他

- 運賃・料金を事業開始までに営業所等に公示しなければなりません。
  - ・ 公示は、航路の起点、終点、寄港地の営業所に掲示すると共に船内に備え付けることで行います。
  - ※届出の必要なし
- 運送約款を事業開始までに営業所等に公示しなければなりません。
  - ・ 公示は、航路の起点、終点、寄港地の営業所に掲示すると共に船内に備え付けることで行います。（標準運送約款を参考にして下さい）
  - ※届出の必要なし
- 運航開始前までの届出
  - ・ 安全管理規程設定届
  - ・ 安全統括管理者選任届、運航管理者選任届
  - ※上記の選任には資格要件があります。詳細は管轄の運航労務監理官へお問合せ願います。

○定期報告の提出（不定期航路事業内航旅客輸送実績報告書）

※提出期限：翌年度の4月末まで

3. 事業変更の手続き〔事業を変更する予定日の30日前までに届出〕  
届け出ている内容に変更がある場合変更届の提出が必要となります。

(1) 人を運送する内航不定期航路事業変更届出書

○使用船舶の変更等の添付書類

- ・新旧使用船舶明細書
- ・新しい船舶の船舶検査証書（写）

○運航航路の変更等の添付書類

- ・新旧基準航路図

※上記以外の変更の場合は問合せ願います。

(2) その他

○安全管理規程変更届

※全管理規程の内容に変更がある場合は変更前までに届出。

○安全統括管理者選任（解任）届、運航管理者選任（解任）届

※安全統括管理者、運航管理者を変更した場合は、速やかに届出。

4. 事業廃止の手続き〔事業を廃止した日から30日経過する日までに届出〕  
事業が終了又は航路を廃止する場合廃止届の提出が必要となります。ただし、翌年度以降も継続して同一の事業を行うことが確実な場合は必要ありません。

(1) 人を運送する内航不定期航路事業廃止届書

(2) 実績報告（不定期航路事業内航旅客輸送実績報告書）

5. その他

(1) 5トン以上の船舶を使用し事業を行う場合は、船員法の手続きが必要となる場合がありますのでお問合せ願います。

(2) 5トン以上の船舶を備船し事業を行う場合は、船の貸主が海上運送法の船舶貸渡業の届出が必要となります。

(3) 運輸局の手続き以外にも、船舶の係留、上下船場所の管理者への手続き等が必要になります。